

■ 紀の川市企業立地奨励制度

企業の事業拡大等で必要な工場等の新設・増設・移設などに対して奨励金を交付します。

対象業種
製造業・物流関連業・情報通信業・学術研究開発機関

奨励金の種類	交付要件			奨励金	限度額	期間
	区分	投下固定資産総額	新規常用雇用者			
事業所設置奨励金	新設	3億円以上	5人以上	投下固定資産総額×5%	5,000万円	初回
立地促進奨励金	新設 ・ 移設 増設	<新設> 3億円以上 ・ <移設・増設> 1億円以上		【増加分】 固定資産税相当額 都市計画税相当額 ※移設、増設は増加分が対象	限度額なし	5年間
雇用促進奨励金				新規地元雇用者数×50万円 ※純増分で換算	3,000万円	3年間

申請までのフローチャート

